

平成21年度第2回
福島町国民健康保険運営協議会議案

日 時：平成21年12月7日（月） 午後6時
場 所：役場2階 庁議室

福島町町民課福祉グループ

会 議 次 第

1. 開 会

2. あいさつ

3. 議 案

第1号 平成21年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
について

4. 報 告

第1号 平成21年度の上半期における医療費の動向について

5. その他

(1) 国民健康保険税の限度額の引き上げに関する情報について

6. 閉 会

議案第1号

平成21年度福島町国民健康特別会計補正予算（第2号）について

平成21年度国民健康保険特別会計予算について、定例会12月会議において次のとおり補正予算（第2号）を提案するものであります。

1. 補正の主な内容について

歳出において、国民健康保険料の収納率向上対策事業に要する経費を増額措置するものであります。

歳入においては、収納率向上対策事業に対して、北海道特別調整交付金が交付されることから予算を増額するものであります。

2. 補正予算の額について

(1) 歳出の補正内容について

(ア) 国民健康保険運営協議会委員報酬の増額について

国民健康保険運営協議会委員報酬において、委員が国保連合会の表彰対象となり報酬に不足が生じたので、増額補正するものであります。

【運営協議会費】

(単位：千円)

科目	補正前の額	補正額	補正後の額
報酬	81	6	87
旅費	27		27
計	108	6	114

【補正額の内訳】

(単位：円)

区分	回数	単価	予算額
補正後	29回	3,000	87,000
補正前	27回	3,000	81,000
増減	2回	3,000	6,000

(イ) 収納率向上対策等に要する経費の増額について

国民健康保険料の収納率向上対策及び医療費適正化対策を講じるため必要経費を予算措置するものであります。

【賦課徴収費】

(単位：千円)

科目	補正前の額	補正額	補正後の額
職員手当等	400		400
旅 費	154		154
需用費	84	461	545
役務費	236		236
委託料	713	315	1,028
計	1,587	776	2,363

【補正額の内訳】

(単位：千円)

科目	予算額	内 訳
需用費	461	[消耗品費] ○公用車啓発マグネットシール @5,300円×16枚×1.05=89,040円 ○届出遅延防止啓発ティッシュ @18円×5,000個×1.05=94,500円 ○短期証印刷トナー @18,900円×8個=151,200円 [印刷製本費] ○未納お知らせはがき(圧着) @12円×10,000枚×1.05=126,000円
委託料	315	[電子計算機システム変更委託料] ○督促状出力プログラム作成委託料 @315,000円×1式=315,000円
合計	776	

(2) 歳入の補正内容について

(ア) 道特別調整交付金の増額について

収納率向上対策に要する経費に対して、限度額を上限に10分の10の割合で道特別調整交付金が財源措置されることから、特別調整交付金を増額補正するものであります。

【道財政調整交付金】

(単位：千円)

科目	補正前の額	補正額	補正後の額
普通調整交付金	37,500	0	37,500
特別調整交付金	2,157	665	2,822
計	39,657	665	40,322

(イ) 繰入金の増額について

収納率向上対策に要する経費に対して、道特別調整交付金の交付限度額を超える額が町の負担分となり、一般会計から繰り入れ措置するため繰入金を増額補正するものであります。

【一般会計繰入金】

(単位：千円)

科目	補正前の額	補正額	補正後の額
人件費繰入金	81	6	87
出産育児一時繰入金	2,613		2,613
国保財政安定化支援繰入金	17,545		17,545
事務費繰入金	4,192	111	4,303
その他一般会計繰入金	1,700		1,700
計	26,131	117	26,248

3. 補正予算の科目別総括表について

【歳入】

(単位：千円)

科目（款）	現予算額	補正額	補正後額
国民健康保険税	171,109		171,109
使用料及び手数料	140		140
国庫支出金	226,091		226,091
療養給付費交付金	54,828		54,828
前期高齢者交付金	160,085		160,085
道支出金	48,439	665	49,104
共同事業交付金	122,070		122,070
繰入金	64,196	117	64,313
繰越金	129,190		129,190
諸収入	13,577		13,577
合 計	989,725	782	990,507

【歳出】

(単位：千円)

科目（款）	現予算額	補正額	補正後額
総務費	6,573	782	7,355
保険給付費	644,463		644,463
後期高齢者支援金等	88,029		88,029
前期高齢者納付金等	281		281
老人保健拠出金	10		10
介護納付金	39,107		39,107
共同事業拠出金	137,531		137,531
保険事業費	5,961		5,961
諸支出金	65,070		65,070
前年度繰上充用金	0		0
予備費	2,700		2,700
合 計	989,725	782	990,507

報告第1号

平成21年度の上半期における医療費の動向について

1. 平成21年度の医療費の支払状況について

平成21年度の4月から10月までにおける医療費の支払状況は、総額で2億7,301万円となっており、月平均では4,550万円となっております。

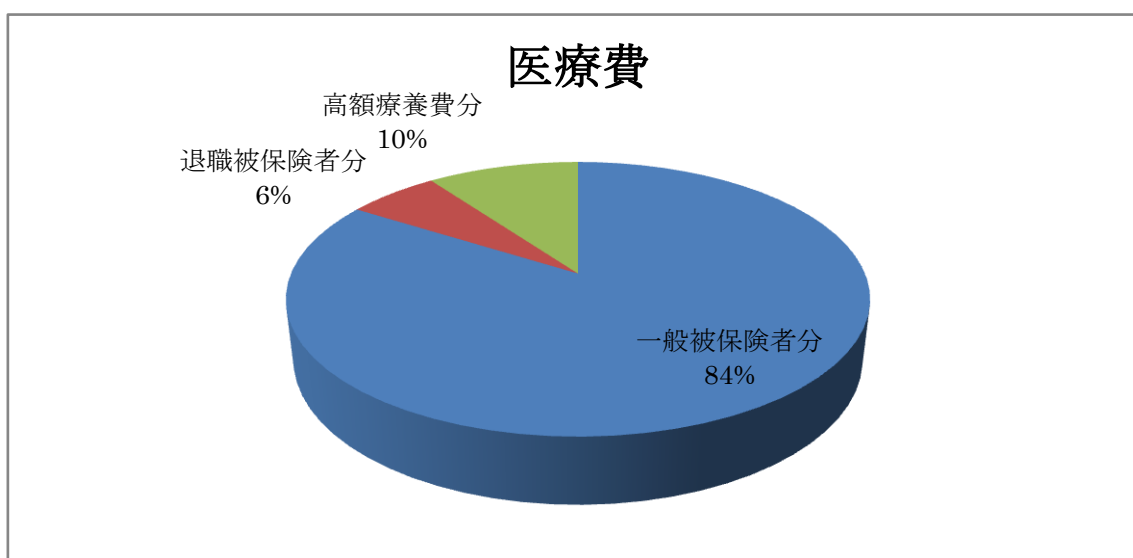
内訳では、一般被保険者の医療費が、2億2,909万円と全体の84%を占めており、退職被保険者が6%、高額療養費が10%となっております。

〔4月～10月までの医療費の状況〕

(単位：円)

区 分		医 療 費			合 計
支払月	診療月	一 般	退職分	高額分	
4	2	130,388		5,332,642	5,463,030
5	3	41,149,865	1,831,402	5,524,633	48,505,900
6	4	42,541,093	1,996,613	4,735,310	49,273,016
7	5	35,999,760	2,000,720	4,186,994	42,187,474
8	6	36,950,978	2,453,028	3,987,343	43,391,349
9	7	36,695,313	1,978,071	3,631,644	42,305,028
10	8	35,623,510	6,263,222		41,886,732
合 計		229,090,907	16,523,056	27,398,566	273,012,529
平 均		38,181,817	2,753,841	4,566,427	45,502,088

※平均は6ヶ月で除した数字となっている。



2. 前年度との比較について

医療費の今年度と前年度の状況を見ると、10月支払月を除いて総ての月において前年度を下回って減少しております。

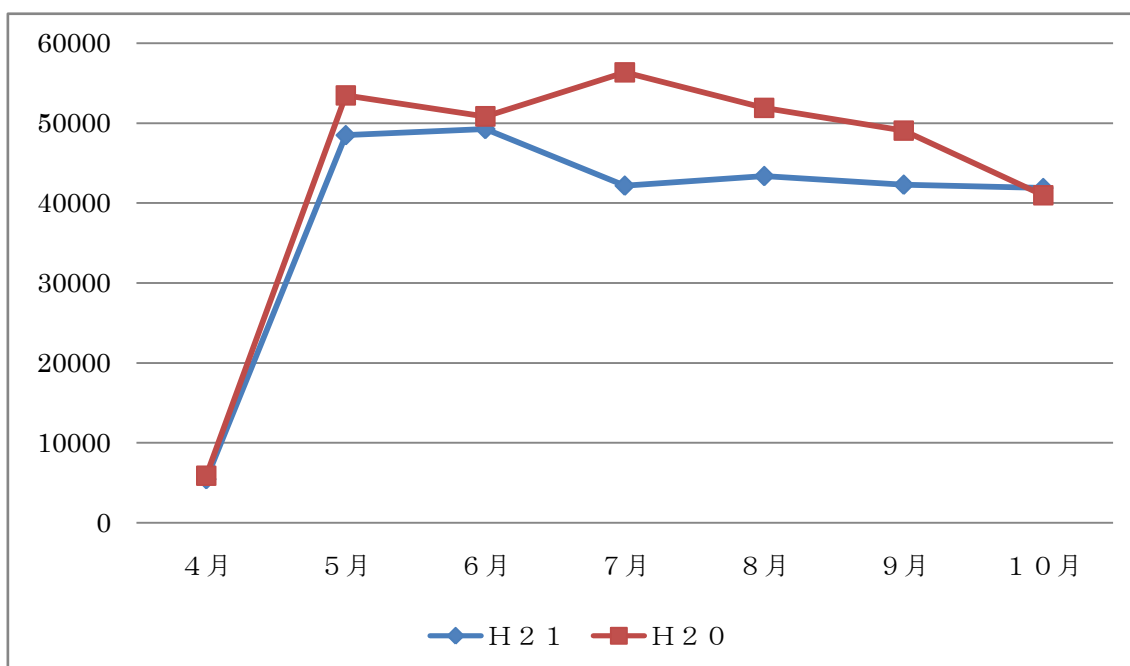
前年度に比べて、3,545万円の減額となっており、11.5%の減少率となっております。また、月平均でも590万円の減少となっております。

[平成21年度と平成20年度との比較]

(単位：円)

区 分		医 療 費		
支払月	診療月	H 2 1	H 2 0	増減
4	2	5,463,030	5,899,350	△437,320
5	3	48,505,900	53,466,772	△4,960,872
6	4	49,273,016	50,828,679	△1,555,663
7	5	42,187,474	56,332,965	△14,145,491
8	6	43,391,349	51,906,105	△8,514,756
9	7	42,305,028	49,065,797	△6,760,769
10	8	41,886,732	40,969,236	917,496
合 計		273,012,529	308,468,904	△35,456,375
平 均		45,502,088	51,411,484	△5,909,395

※平均は6ヶ月で除した数字となっている。



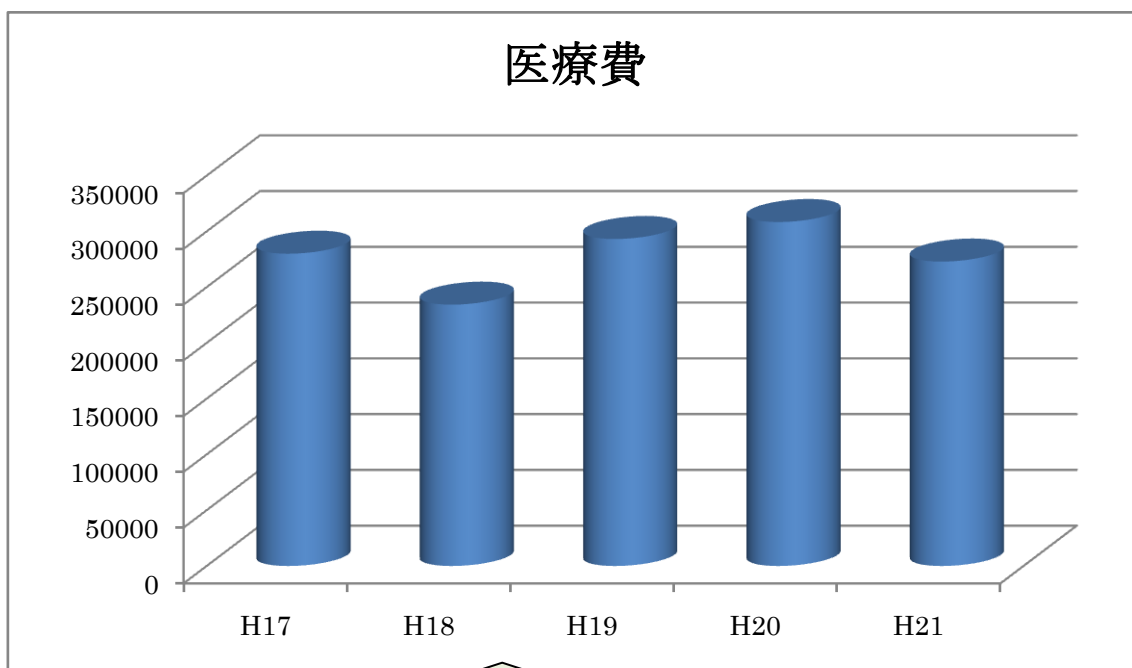
3. 過去5か年の医療費の推移について

過去5か年の医療費の推移を見ると、平成20年度の医療費が一番高くなっております。

今年の状況を見ますと平成17年度当時の水準まで下がっておりますが、最近5か年で一番低かった平成18年に比べるとまだ高い水準となっております。

〔過去5か年の医療費の推移〕 (単位：円)

年度	医療費支払額	増減
H17	280,045,159	—
H18	234,378,762	△45,666,397
H19	293,263,324	58,884,562
H20	308,468,904	15,205,580
H21	273,012,529	△35,456,375
平均	277,833,735	



一番低い平成18年度の医療費と一番高かった平成20年度の医療費では、約74百万円の差があります。

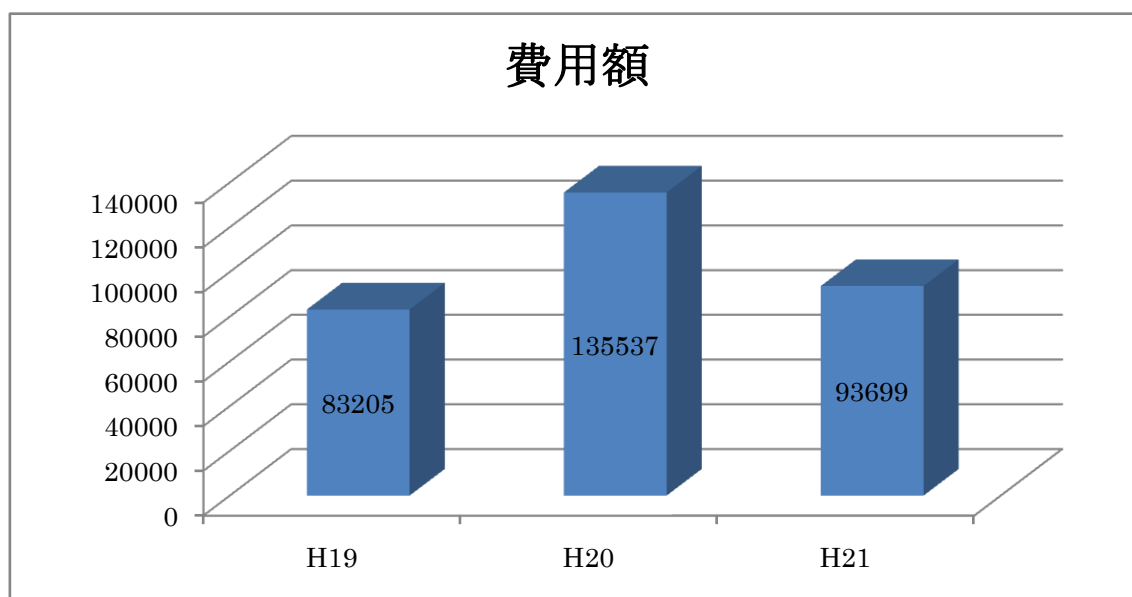
4. 医療費で高額被保険者（100万円）の状況について

平成21年3月診療から9月診療までの期間に、100万以上の高額な医療費の支払いがあった被保険者の数は、38人で9,369万円となっており、医療費全体に占める割合は34.3%に達しております。

また、毎年の上位を占める病名は、慢性腎不全や癌などとなっています。

〔過去5か年の医療費の推移〕 (単位：円)

年度	該当者	費用額
H19	32人	83,205,523
H20	46人	135,537,210
H21	38人	93,699,450



(単位：千円)

区分	H19		H20		H21	
	金額	病名	金額	病名	金額	病名
1	7,825	慢性腎不全	24,318	慢性腎不全	5,301	慢性腎不全
2	6,299	スティックラー症候群	6,665	スティックラー症候群	4,770	スティックラー症候群
3	5,293	慢性腎不全	6,117	直腸癌	4,697	慢性腎不全
4	4,432	右内頸動脈狭窄症	5,725	慢性腎不全	4,406	慢性腎不全
5	4,372	多発性脳梗塞	4,865	慢性腎不全	3,868	右脳梗塞

5. その他の事項

国民健康保険税の限度額の引き上げに関する情報について

厚生労働省は、平成22年度から制度改正を視野に、国民健康保険税の課税限度額（基礎＋後期）の引き上げを検討しております。

現在の課税限度額を59万円から4万円引き上げて63万円とし、基礎課税額を3万円引き上げ50万円に、後期高齢者支援金賦課課税額を1万円引き上げて13万円とする内容となっています。

目的といたしましては、被保険者の低所得化による中間所得層への急激な負担のしわ寄せを緩和する狙いがあります。

また、保険税の応益割合が45～55%未満でなければ、応益割の7・5・2割軽減が適用されない規定を見直し、応益割合に関わらず7・5・2割軽減がとれるようにして低所得者への負担軽減を図ることも併せて検討しております。

区 分	現行	引上案	引上額
基 礎 医 療 分	47万円	50万円	3万円
後期高齢者支援金分	12万円	13万円	1万円
介 護 納 付 金 分	10万円	10万円	据え置き
合 計	69万円	73万円	4万円

〔国の限度額の推移〕

区 分	基 礎	後 期	介 護
平成 元年4月	42万円		
3年4月	44万円		
4年4月	46万円		
5年4月	50万円		
7年4月	52万円		
9年4月	53万円		
12年4月			7万円
15年4月			8万円
18年4月			9万円
19年4月	56万円		
20年4月	47万円	12万円	
21年4月			10万円
22年4月	50万円？	13万円？	